

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

令和7年度 第4回理事会

議 事 録

令和8年3月13日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
令和7年度 第4回理事会議事録

1. 開催（招集）通知年月日

令和8年2月18日（水）

2. 開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月13日（金）午後1時56分～午後3時10分

(2) 場 所 世田谷区松原6丁目4番1号

北沢区民会館別館（梅丘パークホール）集会室

3. 理事現員数

23名（令和8年3月5日現在[11]）

4. 出席役員数及び氏名

(1) 出席理事数：14名

吉村俊雄、鈴木賢治、岡崎克美、岩波京子、白須勝敏、川崎恵美子、田中京子、佐藤由美子、小林喜美江、川邊太美雄、妹尾廣子、新井貞次、酒井健治、長岡光春

(2) 出席監事数：2名

近造廸夫、板谷雅光

(3) 欠席理事数：9名

高橋和夫、田嶋宏、松岡宏武、手寫きみ子、江藤眞理子、本田隆志、長島日出男、水野貞、横山康博

(4) 欠席監事数：1名

丹羽克裕

5. 議長

会長 吉村俊雄

6. 決議に特別の利害関係を有する理事

該当なし

7. 議題

I. 決議事項

議案第1号 令和7年度補正予算（第二次）

議案第2号 令和8年度事業計画・予算

議案第3号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正

議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う理事候補者の決定

議案第5号 令和7年度第3回評議員会の招集事項の決定

II.報告事項

- (1) 予算の流用について
- (2) 法人設立 40 周年記念式典の開催について
- (3) 成年後見センター運営計画（令和 8～令和 9 年度）（案）について

III.その他

- (1) 令和 8 年度理事会・評議員会等スケジュールについて

8. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午後 1 時 56 分、長岡事務局長より議長が決まるまでの間、事務局で進行をすることを伝え理事会の議決に必要な出席理事数の報告を行った。理事総数 23 名のところ、14[駿小2]名の出席により理事会が成立していることを確認後、長岡事務局長が開会を告げた。続いて、事務局より、理事会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。続いて、事務局より議長の選出が諮られ、吉村会長が議長に選出された。

吉村会長から本日の議事録署名人について、定款第 3 1 条 2 項により吉村会長と監事 2 [駿小3]名に記名押印することが伝えられた。

(1) 決議事項

議案第 1 号 令和 7 年度補正予算（第二次）

令和 8 年 3 月末日までの執行予定を加味した上で予算の補正を行なう。

- ・遺贈寄附による積立金への充当（補正額：19,443 千円）
- ・職員の退職に伴う人件費計上（補正額：279 千円）
- ・多発した水害被害による災害見舞金の増額補正（補正額：730 千円）
- ・子ども食堂への食材費の物価高騰等を踏まえた助成金支出の増額補正（補正額：2,491 千円）
- ・終活支援センター開設準備にかかる受託金収入の増額補正（補正額：2,129 千円）
- ・駐車場一時解約に伴う差入保証金の追加計上（補正額：37 千円）
- ・過年度消費税の精算に伴う事業運営積立金の取り崩し及び充当（補正額：21,707 千円）
- ・講師謝礼金収入、確定申告に伴う法人税還付金の追加計上（補正額：5,127 千円）

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 1 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定致しました。

議案第2号 令和8年度事業計画・予算

令和8年度事業計画・予算について、事業計画を長岡事務局長、予算を雨宮総務課長から説明を行なった。

■事業計画

令和8年度運営方針

1. はじめに

- ・ 少子高齢化や物価高騰により、住民の生活に大きな影響が出ている。
- ・ 孤独・孤立、ヤングケアラーなど、複雑・複合化した支援ニーズが増大。
- ・ 世田谷区は「総合計画」に基づき、重層的な支援体制を強化。
- ・ 専門スキルと四者連携を活かし、相談や地域づくりを一層推進。
- ・ 令和7年度より「第4次世田谷区地域福祉活動計画」をスタート。
- ・ 関係機関との連携を強化し、セーフティネットとしての責務を果たす。

2. 主な事業

(1) 地域福祉推進事業

- ・ まちセン、あんすこ、児童館との四者連携で地域課題を早期発見。
- ・ 専門スキルを活かしたアウトリーチ、参加支援、地域づくりを推進。
- ・ 公営住宅等への移動販売車誘致やコミュニティバスの運行支援に取り組む。
- ・ 生活困窮者や子ども食堂に対し、事業者と協働して安定的な食の提供。
- ・ はり・きゅう・マッサージ事業の受付を通じ、利用者の利便性向上と施術者の合理的配慮の提供等。
- ・ ファミリー・サポート・センターの利用負担軽減と援助会員の確保に注力。
- ・ 福祉喫茶での障害者への就労機会の提供と地域住民の居場所等繋がりづくりに役立てる。

(2) 生活自立支援事業

- ・ 移転1年を迎えたぷらっとホーム世田谷は、複雑多岐にわたる課題にチームで対応するため、区や関係機関等と連携しながら対応。
- ・ 物価高や孤立への対策として、本部・各地域社協が連携し「食の支援」を強化。
- ・ 特例貸付の受付終了後も返済(償還)に関する相談や自立に向けた支援を継続。
- ・ 開設5年目の「リンク」はメルクマールせたがやとともに本人や家族に寄り添った専門的な支援を推進。

(3) 権利擁護事業

- ・ 令和8年度からの運営計画に基づき、法人後見や区民後見監督、あんしん事業を推進。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、成年後見制度の普及啓発や、権利擁護の地域ネットワーク強化を牽引。

- ・支援者のスキルアップに加え成年後見人等の新たな担い手の確保・育成に注力。
- ・令和8年7月、社協本部に「世田谷区終活支援センター」を新たに設置。
- ・終活の総合相談に加え、身寄りのない高齢者への入院・死後事務等を支援

3. 世田谷区地域福祉活動計画の基づく取り組みの強化

- ・令和7年度より「第4次世田谷区地域福祉活動計画」が新たにスタート。
- ・全区的な課題解決と、28地区ごとの計画（具体的な目標設定）で構成。
- ・住民・行政・関係機関と連携し、誰もが安心できる福祉のまちづくりを強化。

4. 法人運営基盤の整備・強化

(1) 健全な財政運営

- ・徹底した収支見直しと新規事業受託、自主財源の確保により、健全で安定的な運営を継続。
- ・社会福祉法人としての高い公益性と、法改正への的確な対応を徹底。

(2) 効果的・効率的な組織・事業運営

- ・部署間の専門性を生かして、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）機能を最大化して多様なニーズに対応。
- ・既存事業の効果等を精査しつつ、新たな地域生活課題に対応する資源・サービス等の開発実施に注力。
- ・ICT化の推進と情報管理の安全性、情報リテラシー向上により業務の効率化を推進。

(3) 職員の人材育成

- ・社会環境の変化を的確に捉え、高い専門性と職務能力を備えた職員を育成。
- ・相談・参加支援、地域づくりを一体的に展開できるCSW機能の発揮できる専門性向上。
- ・会計、契約事務の正確な遂行や、職層に応じた業務スキルの獲得の強化。

以下、主要事業計画に沿って主な事業を説明した。

■ 予算

1. 予算全体の概要

- ・収入：1,967,054千円（前年度比 +17.43%）
- ・支出：1,921,309千円（前年度比 +13.97%）
- ・事業活動の収入・支出：ともに増

2. 事業活動の収入

- ・物価高騰や他団体の動向を踏まえ、区との交渉により職員給与の改善を決定。
- ・賃金上昇分の財源を補助金や受託金へ反映。
- ・新たな終活支援事業の受託等により、約1億6,778万円の予算増。

3. 事業活動の支出

- ・職員給与の見直しや人員増員に伴い、人件費が約 6,675 万円増加。
- ・福祉喫茶の改装や終活支援センターの新規受託により、運営経費が大幅増。
- ・基幹サーバーの耐用年数超過に伴う入れ替え等で増加。

4. 収入予算

- ・給与改正や子ども食堂支援の拡充、新規の終活支援事業受託による大幅増。
- ・任意後見やあんしん見守り利用料の実績に基づき、約 447 万円の増額を計上。
- ・その他の項目については、前年度予算とほぼ同額を維持。

5. 支出予算

- ・給与改正および新規事業の受託・仕様変更に伴う人員増により、約 6,677 万円の増加。
- ・終活支援センター開設、福祉喫茶の改装、事務費からの科目付け替えにより約 2,273 万円の増加。
- ・耐用年数を迎える基幹サーバーの入れ替え費用を臨時経費として計上し、約 2,880 万円の増加。

6. 積立金現在高

- ・子ども福祉基金積立金は児童養護施設等の生徒への「進学応援給付金」や、地域の支えあい活動支援に充当。
- ・事業運営積立金は本会独自採用職員の人件費や、賞与増額分を補填するために使用。
- ・耐用年数を迎える基幹サーバーの入れ替え経費として、電算運用積立金を取り崩し。

7. 組織・人員体制の変更

・増員

総務課：常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名増

地域福祉課：常勤職員 1 名増

地域社協課：常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名減

権利擁護支援課：非常勤職員 3 名増

自立生活支援課：常勤職員 1 名増、非常勤職員 2 名増

吉村議長　それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長　ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 2 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長　ご異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定致しました。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について、雨宮総務課長から説明を行なった。

- ・一部改正する規程は、下記の通り
 1. 処務規程
 2. 常勤職員執務規程
 3. 職員給与規程
 4. 地域福祉支援員・専門員執務規程
 5. 特別専門職高年齢者職員執務規程
 6. 再雇用・再任用職員給与規程
 7. 育児・介護休業等に関する規程
- ・改正内容は、下記の通り
 1. 処務規程における地域福祉課日常生活支援係及び権利擁護支援課成年後見センターの事務分掌の一部改正
 2. 常勤職員執務規程における妊娠初期休暇の名称変更、適用範囲の拡大
 3. 職員給与規程における給与改定
 4. 地域福祉支援員・専門員執務規程における妊娠初期休暇の名称変更、適用範囲の拡大、給料改定
 5. 特別専門職高年齢者職員執務規程における給料改定
 6. 再雇用・再任用職員給与規程における給料改定
 7. 育児・介護休業等に関する規程における育児・介護休業法改正に伴う所要の改正
- ・改正年月日はいずれも令和8年4月1日

吉村議長　それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長　ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第3号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長　ご異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定致しました。

議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う理事候補者の決定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の欠員補充に伴う理事候補者の決定について、雨宮総務課長から説明を行なった。

- ・昨年の民協改選時に民協会長職の交代があったことから、により理事の欠員が生じたため、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準第1項第8号の「世

田谷区民生委員・児童委員協議会会長の職にある者」の推薦があったので理事候補者を評議員会に推薦する。

・理事候補者

氏名：小池 宗和（こいけ むねかず）

選任区分：世田谷区民生委員・児童委員協議会 会長

資格要件：当法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（社会福祉法第44条第4項）

・任期：令和8年3月30日から令和9年定時評議員会の終結時まで

・※令和8年3月30日開催の令和7年度第3回評議員会にて新たな理事として選任されることが条件となる。

また、理事に選任されたのち、本会役職者選任等の申し合わせにしたいが、副会長に就任することも合わせて、審議願いたい。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第4号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおりに決定致しました。

議案第5号 令和7年度第3回評議員会の招集事項の決定

令和7年度第3回評議員会の招集事項の決定について、雨宮総務課長から説明を行った。

・第3回評議員会の開催日時、場所、議題、その他必要な事項は理事会で決定する必要があることから、その内容について説明した。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第5号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおりに決定致しました。

(2) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

(1) 予算の流用について

(2) 法人設立40周年記念式典の開催について

(3) 成年後見センター運営計画（令和8～令和9年度）（案）について

(3) その他

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

(1) 令和8年度理事会・評議員会等スケジュールについて

吉村議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました。皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

9. 閉 会

以上をもって議事を終了したので午後3時15分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和 年 月 日
署名人

令和 年 月 日
署名人

令和 年 月 日
署名人